



評 定 書 (工法等)

申込者 ブイ・エス・エル・ジャパン株式会社 取締役社長 山村 徹 様

件 名 V S L 工法

令和2年11月18日 付けで評定の申し込みのあった本件については、当財団コンクリート構造評定委員会（委員長：林静雄）において審査の結果、評定申込事項に係る技術的基準に照らし妥当なものと評定します。

なお、本評定書の有効期間は、本評定日より令和8年4月19日までとします。

令和3年3月17日



記

1. 評定申込事項

本評定は、昭和58年7月25日建設省告示第1320号「プレストレストコンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件」第二第一号及び第二号に係る評定の申し込みがなされたものである。

2. 評定の区分

更新

3. 評定内容

プレストレストコンクリート造の緊張材の定着装置及び接合具の試験で実証された適用範囲における定着装置及び接合具そのものの構造安全性、並びに定着部コンクリートの健全性についての有効性に関する一般評定

4. 変更内容

1) 代表者名の変更

2) 製造会社名の変更

日鉄住金 SG ワイヤ株式会社→日鉄 SG ワイヤ株式会社

住友電工スチールワイヤ株式会社→住友電気工業株式会社

3) 締結環、ER 型リングナット、ERK 型カップリング 1 本用カプラーの部品材料規格に
JIS G 3478 S45CTK を追加

4) くさび E5A を削除し、E5B を E5 と改名

5) GC 型キャスティングの寸法の見直し

上記項目以外は既評定書（B C J 評定-RC0323-03）のとおり

5. 備考

本評定は、設計・施工・品質管理等が適切に行われることを前提に、提出された資料に基づいて行ったものであり、個々の製品の製造並びに工事等の実施過程及び実施結果の適切性は評定の範囲に含まれていない。また、本評定は申込者による自主管理方法について行われたものであり、受入れに際しては、工事管（監）理者の判断による受入検査が行われることを前提としている。

以上